(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人名桜大学(以下「法人」という。)の理事長、 副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬及び手当等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 常勤の役員の報酬は俸給及び特別手当とし、非常勤の役員については、 手当とする。ただし、非常勤理事長については、特別手当も支給する。

(報酬の支給日)

第3条 役員の報酬の支給日は一般職員に準ずる。

(俸給)

- 第4条 常勤の役員の俸給は「一般職の給与に関する法律(昭和25年法律第9 5号)」(以下「給与法」という。)の指定職俸給表を準用する。
- 2 常勤の役員の俸給月額は指定職俸給表1号俸とする。ただし、その者が法人 又は法人の設置する大学職員と兼任の場合には、役員としての俸給は支給しな い。
- 3 第1項及び第2項の規定に拘らず、理事会において承認された場合はその限 りではない。

(特別手当)

第5条 常勤の役員及び非常勤理事長の特別手当は給与法に規定する期末手当を 準用する。

(非常勤役員の手当)

- 第6条 非常勤の役員の手当は、次のとおりとする。
 - (1) 理事長にあっては、月額480,000円
 - (2) 理事にあっては、日当20,000円
 - (3) 監事にあっては、監査に従事する場合は日当35,000円、会議出席の場合は日当20,000円とする。
- 2 前項の役員が法人又は法人の設置する大学職員と兼任の場合には、役員としての手当は支給しない。

(通勤手当)

- 第7条 常勤の役員の通勤手当は、公立大学法人名桜大学通勤手当支給規程を適用する。 (交通費)
- 第8条 非常勤の役員の通勤、又は会議出席については、その都度、公立大学法人名桜大 学旅費支給内規を準用して算出した額とする。

(退職手当)

第9条 常勤の役員及び非常勤理事長の退職手当については、公立大学法人名桜大学就業

規則第36条の規定を準用する。

2 非常勤の役員に対する退職手当は、これを支給しない。

(その他)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成22年7月29日から施行する。 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成27年12月21日)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。